

令和 2 年年度第 1 回瑞浪市景観審議会会議記録

□開催日時 令和 2 年 1 1 月 2 5 日（水） 午前 9 時 30 分から午前 10 時 40 分まで

□開催場所 瑞浪市役所西分庁舎 1 階会議室

□出席者

出席委員	会長	松本	直司
	副会長	橋本	孝晴
	委員	保城	直志
		梶田	正紀
		小栗	典子
		日比野	由美子
		大森	やすゑ
		足立	亘
		酒井	恭子
		松浦	千恵
瑞浪市長		水野	光二

□欠席者

委員	櫻木	耕史
	加藤	一幸

□事務局

建設部長	金森	悟
都市計画課長	安藤	洋一
都市計画課都市政策係長	棚橋	哲夫
都市計画課主査	三浦	裕子

1. 開会

2. 委員委嘱式

3. 市長あいさつ

市長 ただいま2年間の委嘱を交付させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。これから何十年先を見据えて、それぞれの地域が残してきた瑞浪市の景観を未来の子供たちにどのように残していけばよいか考えていきたい。

 景観を守っていく一つの基準として、ルール作りは必要である。個人個人の思いはあると思うが、理解を得ながら景観を守っていきたい。

 皆様におかれましては、瑞浪市の良い景観の形成に関する事項につきましてご審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いします。

4. 委員紹介

委員 建築学を専門にしています。よろしくお願いします。

委員 東濃建築事務所所長でございます。よろしくお願いします。

委員 市内で建築の設計事務所をしています。景観条例に基づいて、届出を出すなどの仕事をしています。

委員 瑞浪市自然ふれあい館に所属しています。よろしくお願いします。

委員 瑞浪市農業委員会に所属しています。よろしくお願いします。

委員 公募で選出されました。よろしくお願いします。

委員 公募で選出されました。よろしくお願いします。

委員 連合自治会から選出され、大湫町区長会長を担っています。よろしくお願いします。

委員 明世地区まちづくり推進協議会に所属しています。よろしくお願いします。

委員 瑞浪商工会議所に所属しています。瑞浪市にはいい景観がたくさんあると思います。それを活かしながら経済につなげていきたいと思います。

5. 会長及び副会長、議事録署名者の選出

委員の互選により、松本直司委員が会長に選出

委員の互選により、橋本孝晴委員が副会長に選出

議事録署名者に、保城委員及び松浦委員を指名

会長あいさつ 委員に就任して5年目になる。女性の委員が大変多く良いことである。ぜひ忌憚のない意見を出していただきたい。

景観計画は、形ばかりつくる印象があるかもしれないが、心を豊かにし、景観を機会に人との繋がりをつくりながら、まちづくりをしていただきたい。

夏には、大湫町のシンボルである大杉が倒れてしまったが、マイナスな部分をばねにして、人が集まり、活発に活動が行われていくとよいと思います。景観については、皆さんに集まっていただき、様々なことを話し合いながら形にしていきたい。

6. 議題

1) 瑞浪市景観審議会規則について

会 長 「1) 瑞浪市景観審議会規則について」事務局から説明を求めます。

【事務局より説明】

各委員 (意見なし)

2) 瑞浪市景観審議会の開催について

会 長 「2) 瑞浪市景観審議会の開催について」事務局からの説明を求めます。

【事務局より説明】

各委員 (意見なし)

3) 瑞浪市景観計画計画について

会 長 「3) 瑞浪市景観計画計画について」事務局からの説明を求めます。

【事務局より説明】

委 員 景観計画中に、屋外広告物に係る説明があったが、会社等の建物についている屋号も対象になるか。

事務局 屋号看板も屋外広告物にみなされます。岐阜県の屋外広告物条例に基づいています。自家広告物は、看板面積 10 m²以上は届け出が必要になります。複数設置している場合は、合計面積が 10 m²を超えると届け出が必要です。

会 長 看板業者に対し、届出の指導はされるか。

事務局 登録をした事業者であれば、届出に関する知識はあると認識しています。県外業者が行う場合もあるので、周知していきたいと思います。

会 長 色彩に関する規制はあるか。

事務局 蛍光色は不可となっています。映像を流す看板については、「面」の広告として、一定の面積を超えれば届け出が必要です。

4) 重点区域指定に向けた取り組みについて

会 長 「4) 重点区域指定に向けた取り組みについて」事務局からの説明を求めます。

【事務局より説明】

委 員 基準書（案）の中に外壁の色など規定が設けられている。高山や金沢などはみな同じ色合いをしていると感じる。大湫町の宿場は、長い年月を経た色の良さがある。あえて同一色に統一するのではなく、大湫のこれまでの歴史で培われた色として残していけたらよいのではないか。

委 員 基準書（案）の内容は、今存在している昔ながらの建物に見合った色で、そこから大きく逸脱しない色を使ってほしいということで理解している。

会 長 「何色」と定めるのは難しいかもしれない。宿場内には、灰色の色壁の建物もあったが、昔の色合いが連続する部分も必要かもしれない。生活にあった新たなものを加えていくという考え方もある。地域の合意を得るのは難しいかもしれないが、大湫町らしさをどのように出すか、議論が進んだ段階でもよいので盛り込んでいければよい。

事務局 木材などは、新築された場合にあって古めかしく色を塗る必要はないと考えます。伝統的な材料であれば、自然の風合いでよく、落ち着いたまちなみを維持していくためのものです。

会 長 住んでいる人が住みやすいまちにしていかなければならない。地元の技術や地元の産材を使っていくのも重要である。

委 員 地元としての課題でもある。総論は賛成しても、個別の話になると、個人の思いがあり、反する部分がある。地域の合意形成につなげるのは手間のかかる問題である。3年かけて地域で取り組んでおり、宿場の保全委員会は昭和40年代くらいから宿場の良さを守っていこうと町民の啓蒙を図ってきた。基準の設置は、個人の自由度を縛ることにことにもなるが、理解を得られるような補助金などの説得材料が必要である。審議会では案の内容をしっかりと確認し、地元へ提示していきたい。また、他の地域の重点区域の事例を踏まえて、相応の制度を準備していただきたい。規制は将来にわたって続いていくと思われる。長い期間をかけて徐々に全体のまちなみを整えていくということであれば、制度の期間も長期的にみないといけないので、補助制度構築の際には検討してもらいたい。

会 長 景観計画は、必要な時に変えられる。不具合があれば修正することもできる。大切なのは、地元の協議会が活発に動くということであり、活動が継続することで、結果的にまちの魅力の向上につながる。

委 員 補助期間が5年とあり、その後見直すとあるが、5年の間に急に修景が進むということは考えにくい。10年くらいの設定で始めてもらいたい。

事務局 瑞浪市は個人の施設に対する補助制度をいくつか用意しているが、5年がひとつの基準になっています。制度の4～5年目に、実績を見ながら制度を変えていくという体制をとっているため、今回の補助制度も5年と提案しました。重点区域指定に向けて取り組みを進めていくには、長いスパンが必要と考えます。

委 員 具体的な対象戸数や、初年度の予算額はいくらになるか。

事務局 現在重点区域指定が決定してるわけではなく、今後地元と協議していきます。

重点区域指定を後押しする制度として補助制度を考えています。今の状況では、初年度に何件も申請が出ることは考えにくく、市としては年間数件を

想定しています。ただし、団体が行う修景活動は継続的に行っていただきたいと思っています。

委 員 現在大湫町で建物に対する補助制度を設けている。年に1件程度が格子を取り付けたりしている。上限20万円で補助率2分の1でやっている。

委 員 大湫町や市全体が高齢化している。まちづくりを継続的に行っていくには、若い方たちが入ってくることで活気が出て、計画が長く続いていくと思う。
大湫町だけでなく、外部に情報を発信していくことが大切である。ソフト面の充実は重要である。また、交通インフラを整備することで、多くの人に快適に訪れていただけて、まちに活気が出るのではないかな。

事務局 重要な意見だと思います。交流人口の増加を図るためには、交通の問題も考えていくべきと考えます。景観審議会では、景観について審議いただくことが、まちの活性化の一部を担うと考えています。

会 長 補助金を出す際に、基準に合わない届け出が出された場合はどうなるか。計画段階では止めることもできるが、無視して施工する場合もあるのではないかな。勧告に関する事項を明記する必要がある。

事務局 これらの案は、これから地元に提案し協議していきます。了解を得る中で、地域で協定を結ぶ際に、どこまで踏み込んだ規制をかけるか、議論をしていきます。
地域の了解がなければ、重点区域指定は進められないため、皆さんに大筋合意いただけるような内容になるかと思います。

会 長 景観法では罰金等の規定もある。まちなみを守っていくためには基準に沿わない場合の対応も考える必要がある。
脇本陣は、重要な景観要素に含まれないかな。

事務局 脇本陣は、個人の所有であり、今後所有者と協議していくことになります。

5) 今後の予定について

会 長 「5)今後の予定について」事務局からの説明を求めます。

【事務局より説明】

会 長 大湫町で熱心に取り組まれているが、他の地域でも積極的に協議会などを
作って、重点区域指定に向けた取り組みが活発になっていくとよい。

委 員 格子戸を付けた場合、家の中が暗くなってしまう。補助金の上限が 50 万円
とあるが、規制されて住みづらくなることを考えると、補助額の上限をあげ
られないか。

会 長 景観計画で生活が不便になってはいけない。

委 員 現在、大湫町では総合計画を作ろうとしている。計画の内容は多岐にわた
るものである。景観審議会で議論している内容も、地域で共有したい。
このタイミングで、景観基準が提案されれば、総合計画にも反映させ、地
域の約束事としてみんなに守っていつてもらえるようなものにしていきたい。
規制の対象になる人も何十人といるので、納得して受け入れてもらえる計画
にしなければいけない。

会 長 重点区域に指定されたことで、良い影響が出て、周辺地域にも波及してい
くと良い。格子については、壁が傷んでいるところに格子を付けているところ
もある。ただちに設置しなければならないわけではなく、今あるものを良
くし、新築の際には設置に配慮してもらいたい。

委 員 規制の程度を押し量りながら、皆が納得できる内容になると良い。

会 長 ザルになってはいけないが、皆が守れないような、厳しい基準は作れない。
他の地域でも、景観に関する議論が活発になっていくと良い。
本日の議題は以上。事務局にお返しする。

7. 閉会 事務局

瑞浪市景観審議会委員をお引き受けいただき、ありがとうございました。
今後、審議会では景観に関する様々な課題を審議していただきます。特に大
湫町の重点区域指定については、地元の了解が得られた段階で、審議会にて
諮問させていただきます。

今後は、他の地域における重点区域の検討をしていければと考えています。
本日はありがとうございました。